

環境しょうばら

次世代へつなぐ 庄原の里山環境

発行日	令和5年6月5日
発行元	環境建設部 環境政策課
TEL	0824-72-1398
FAX	0824-72-5517
mail	kankyo- seisaku@city.shobara.lg.jp

食品ロスについて

日本国内における令和2年度の売れ残りや期限を越えた食品、食べ残しなど本来食べられたはずの、いわゆる「食品ロス」は約522万トン(農林水産省公表)におよびます。

食品ロスを減らすためには、食べ物をより無駄なく、大切に消費していくことが大切です。

■「食品ロス」の約半数は家庭から

食品ロスは、家庭、食品メーカーや卸、小売店、飲食店など、「食べる」ことに関係する様々な場所で発生し、家庭においては、食品ロス全体の約半数にあたる年間約247万トンが発生しています。

■「賞味期限」と「消費期限」の違い

「賞味期限」と「消費期限」の違いを知ったうえで、買い物をする時や家の冷蔵庫の中にある食品の表示をよく見て、いつまで食べられるか確かめることで、食べ物のムダをなくしましょう。



	賞味期限	消費期限
意味	おいしく食べることができる期限 ※この期限を過ぎても、すぐ食べられなくなるという訳ではない	期限を過ぎたら 食べないほうがよい期限
表示	3か月を超えるもの・・・年月で表示 3か月以内のもの・・・年月日で表示	年月日で表示
対象の食品	●スナック菓子 ●カップ麺 ●缶詰 ●牛乳 ●卵 ●レトルト食品 ●ソーセージ ●ハムなど	●弁当 ●サンドイッチ ●生めん ●惣菜 ●ケーキなど

※一度開封した食品は、期限表示にかかわらず早めに食べるようにしましょう

ごみQ&A



Q.農業用のごみ（農機具・農業用資材など）は処理してもらえますか？

A.農業用のごみは市で処理できません。農協または販売店・メーカー・処理業者へお問い合わせください。

※ 農機具の一例：耕運機・田植機・コンバインなど

※ 農業用資材の一例：ビニールハウス・マルチ・苗箱・あぜなみ など

粗大ごみの戸別収集について

市では月に1回、粗大ごみの戸別収集を行っています。各家庭からの申込みを受け日程調整し、毎月20日以降に市内各戸をまとめて収集します。

申込み方法



- ▶ 環境政策課または各支所(地域振興室又は産業建設室)へお申込みください。
(※環境政策課：0824-72-1398)
- ▶ 申込みの際、●氏名●住所●電話番号●ごみの種類●個数●大きさ(大型のみ)をお伝えください。
- ▶ 毎月10日が申し込み期限です。(10日が祝・休日の場合は10日以前の直近開放日)
※収集日時が決まりましたら、ご連絡します。



収集当日の注意事項

- ▶ 収集当日は必ず立会いいただき、各種手数料(下記参照)を現金でお支払いください。
- ▶ ごみは必ず軒先まで出しておいてください。



各種手数料

- ▶ 戸別収集を申し込まれた場合は、収集手数料と処理手数料が必要となります。

●収集手数料

粗大ごみ3個ごとに520円とし、3個増えるごとに520円を加算します。

例：1～3個まで520円、4～6個まで1,040円、7～9個までは1,560円…

●処理手数料

10kgあたり60円(計量は収集当日その場で行います)



【例】 ●ソファ1個・机2台で総重量60kgを戸別収集した場合

収集手数料：3個	+	処理手数料	=	合計
520円		360円		880円

●畳6枚・布団3組で総重量150kgを戸別収集した場合

収集手数料：9個	+	処理手数料	=	合計
1,560円		900円		2,460円

環境標語(令和4年度環境と健康のポスター・標語コンクール)

リサイクル わたしもちきゅうも うれしいきもち

西城小学校1年 松田 香絆

